

外国国籍喪失届

外国国籍を有する日本人がその外国の国籍を喪失した場合に提出する届です。

根拠法令	戸籍法第106条
届出期間	外国国籍喪失の事実を知った日から1か月以内（届出人が外国にいるときは3か月以内）
届出地	外国国籍喪失者の本籍地、届出人の所在地または在外公館
届出人	国籍喪失者本人（15歳未満のときは法定代理人）
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・届書：外国国籍喪失届記入例は下記をご覧ください・外国国籍を喪失したことを証する書面 ※書類が外国語によって作成されている場合は、訳文・戸籍全部事項証明書：届出先に本籍がないとき・印鑑：届出人のもの
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください
関連の届出	
教示	外国国籍喪失届の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に不服申立てができます。

※この様式は平成24年4月1日からの様式です。

外国国籍喪失届

平成23年12月25日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日
送付 平成 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印
書類調査 戸籍記載 記載調査 附 票	住民票 通 知

(よみかた) 外国国籍を喪失した人の氏名	かすかべ 氏 春日部	きょうこ 名 京子	昭和 平成60年5月5日生
	住所 埼玉県春日部市中央 6 (方書・マンション名)		丁目 2 番地 号
(住民登録をして いるところ)	よみかた 世帯主の氏名 春日部 太郎		
	本籍 埼玉県春日部市金崎 839 筆頭者の氏名 春日部 太郎		丁目 番地 1 番
外国国籍の喪失の年月日	昭和・平成 23年12月10日		
外国国籍の喪失の原因	アメリカ合衆国の国籍を離脱		
その他			
届出人 署名押印	春日部 京子		印

届出人			
(外国国籍を喪失した人以外の方が届け出るときに書いてください。届出人となる未成年後見人が3人以上のときは、ここに書くことができない未成年後見人について、その他欄又は別紙(様式任意。届出人全員の契印が必要)に書いてください。)			
資格	親権者(□父 □養父) □未成年後見人	親権者(□母 □養母) □未成年後見人	
住所	丁目 番地 号 (方書・マンション名)	丁目 番地 号 (方書・マンション名)	
本籍	丁目 番地 号 筆頭者の氏名	丁目 番地 号 筆頭者の氏名	
署名 押印	印	印	
生年月日	年 月 日	年 月 日	

※持参するもの 印鑑

※本籍地以外に届出する場合は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を添付してください。

※外国官公署が発行する国籍離脱証明書、国籍を喪失したことを証する書面を添付してください。

※届出期間は喪失の事実を知った日から1か月以内、国外に在るときは3か月以内に届出を行ってください。

連絡先	電話 048(736)1111
	自宅・携帯・勤務先・呼出 方